

役員報酬規定

第1条 理事者、評議員は、理事会、評議員会 1 回につき 3,000 円の手当を支給する。

第2条 監事は、監査 1 回につき 5,000 円の手当を支給する。

第3条 理事者、研修会参加につき旅費の支給及び日当の支給をする。
日当は 1 日 2,000 円とする。

(附則)

第4条 この規定は平成 29 年 4 月 1 日より適用する。